

るなるべし。淺野茂枝曰く、犀川の名は、延喜式神名帳に載せられし石川郡佐奇神社より起りたる河名ならんか。彼の神社は犀川の川下鷺森村に鎮座ありて、神社の邊を流るゝ河水なるに依りて佐奇川と呼びたりしを、音便にて佐井河とは呼べるなるべし。上野國の郡名に佐位郡あり。拾芥抄には佐井郡とすと。平次按するに、佐井河の名は、古事記神武の段に、其河謂佐井河由者、於其河邊山由理草多在、故取其山由理草之名、號佐井河也。山由理草之本名云佐草也。と見ゆ、古事記傳に、佐草と佐紀と音通ふと冠辭考にいへれば、今世に人の氏族名に三枝を佐伊具佐と唱へ、佐伊具佐は古名佐紀久佐なり。書紀神武卷に、山城水門亦名山井水門。ともありて、きと井と通はし呼べるよしいへり。かゝれば佐奇川といひしを、後佐井川と呼べるとの説實にさもあるべし。又犀川の名は、大路水經に、昔洪水の時水源より犀出でたり。故に犀川と云ふとの俗傳ありといへり。金城三河考にも、世に河源に太古鹽犀の住みける故に、此の名を負ふといふは誠に齊東の野語なるを、下安江住吉の縁起などに正しく書傳ふれば、後人の賢手願を

解くに堪たり。景周按するに、是は東鑑に、信濃國の犀川に犀の住みけるを、源頼朝泉三郎に命じて是を捕らせらるゝ事を附會せるならん。犀は神獸にして、我が日本に在る事いまだ聞えずと云々。平次按するに、東鑑に、信濃國の犀川にて犀を捕へしめられし事所見なし。是も景周の杜撰附會といふべし。此の事は信濃地名考に、貝原氏曰、信州犀川に犀住めり。頼朝泉親衛に命じて捕へしむとも聞ゆ。依りてさい川の名ある歟。今も犀乘澤といふ地あり。然れども本朝犀ありとも聞えねば、必ず犀の説にはなづみがたしと。此の説をば富田氏我が説に附會せしものなりと聞ゆ。おもふに、此なる犀川は、古名石川、後佐奇川或は佐井川と呼べるを、亂世の頃より文字はさまざまに書きなす、或は西川或は犀川また才川など書く事とは成りたるなるべし。今此の川上なる諸村をば犀川庄とす。此の庄は、石川郡の庄名とすれど、古へは加賀郡の地に屬せしにや。  
○犀川産魚  
此の川は、清淨の急流なりし故、水源より下流に至るまで河水の淀みなき川なるにより、鱒・鮭・鮎・鱧及び鱒など多

く、水源の深山幽谷に至りては、アマゴ或はイハナなど呼べる水魚多し。其の産魚手取、淺野川に比するに、風味甚だ倍し、殊に鮭魚は犀川の産を最上とす。故に三州名物往來と呼べるものにも、手取川の鮎・犀川の鮭と載せたり。按するに、鮭は北國の産魚にて、新猿樂記に、越後鮭と見ゆ、東鑑に、佐々木盛綱拜領の土産とて、越後鮭を頼朝將軍に呈上せし由記載す。和訓栞などにも、鮭は越後を最上とすといへり。然れども今按するに、往古より名の聞わしは加賀の鮭魚なり。政事要略卷五十三延喜十四年八月十五日の太政官符に、定諸國例進地子雜物、加賀國鮭魚卅隻・鮭兒三斗とありて、延喜以往よりの貢進の一品なる事知られたり。此の後は中原康富記に、寶徳二年九月十四日有朝喚、自加州到來鮭賀翫也。とあり。此の外にも尙見たり。是等若しくは犀川の産魚ならんか。賞翫也とあるにても、そのかみ加賀の産を賞味せし事知られけり。東鑑に、建久元年十月十三日甲午於遠江國菊河宿、佐々木三郎盛綱相副小刀於鮭楚削、楚削、楚削以子息小童送進御宿申云。只今削之令食之處、氣味頗懇切、早可聞食歟云々。殊御自愛、彼折敷被染御自

筆曰。  
まちえたる人のなさけもすはやりの  
わりなく見ゆる心ざしかな  
貞徳文集に、爲北國宮筭、鮭鹽引、鱒、昆布、鳴鶴、鵜等贈被下、寢寒時分、養生者共に而候故、賞翫不斜候。と見ゆ、  
蟠川親元日記に、寛正六年十一月六日庚戌、天晴。富樫中書鮭二、一色五郎殿鮭二、御狀在之。御返事宛所恒屋。とあり。是等も犀川の鮭魚なりしや。舊藩中も、幕府への例年進獻の國産物として鮭魚をば進呈せられたり。故に初鮭とて初めて取揚ぐる者及び其の次に取揚ぐる者への褒美料の定めありて、早く取揚ぐる事を第一となしたり。定書左の如し。  
初鮭取申者共被下銀之覺  
一、壹番より貳番迄 銀 貳 枚  
一、三番より五番迄 金 壹 兩  
一、六番より七番迄 銀 壹 枚  
一、八番より十番迄 同 三拾目  
一、十一番より十六番迄 同 貳拾目